

「剽窃（ひょうせつ）」は「カンニング」同様に「不正行為」です！

絶対にしないでください！

剽窃（ひょうせつ）とは？

他の人によって書かれた論文、概念、文章などの著作（特に、他の人によって書かれた著作）の一部または全部を、自分自身が書いたものとして、あるいは、自分が書いたものと読んだ人に誤解を与えるように表記して「使用」すること。

大学や研究機関などの教員や研究者が、他の教員や研究者の著作物を「剽窃」することは、学問の研究や教育を職とする者として固く禁じられ、これを行った者には厳しい処分がなされます。同じく、学生が基礎演習や授業でのレポート、そして卒業研究論文で、学術的著作物等を「剽窃」することは、試験などで「カンニング」することと同様に、決してしてはならない「不正行為」です。そのような行為は世界の大学では固く禁止され、違反した者に対しては厳しい「処分」がなされています。

さらに、学術上の著作物以外でも、他の人や組織（会社や法人等）の著作物や商標、商品名、イラスト、絵画、映像、写真等の全部または一部を出典等を挙げずに、その人や組織に無断で使用したり、サーバにアップロードするなどしてインターネット上で他の人の閲覧に供することも、「著作権」という「知的財産権」の侵害にあたり、法律による処罰の対象となります。

また、故意ではなく、不注意で行った場合にも同様の扱いとなるので、決してそうした行為をしないように十分に気を付けてください。

2012年5月 関西学院大学経済学部